



Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士法人
News

編集発行人
 パワーアライアンス税理士法人
 税理士 若杉 治
 〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

11月 (霜月) November
 3日・文化の日
 23日・勤労感謝の日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	・
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

11月の税務と労務

- | | |
|---|---|
| 国 税 ／10月分源泉所得税の納付
11月10日 | 国 税 ／3月決算法人の中間申告
11月30日 |
| 国 税 ／所得税予定納税額の減額承認申請
11月15日 | 国 税 ／個人事業者の消費税等の中間申告
(年3回の場合)11月30日 |
| 国 税 ／所得税予定納税額第2期分の納付
11月30日 | 地方税 ／個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日 |
| 国 税 ／9月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)11月30日 | |
| 国 税 ／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合)11月30日 | |

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワンポイント 耐震改修促進税制の地域要件を廃止

昭和56年5月31日以前に建築された居住用家屋の耐震改修をした場合に、改修費用の一定額を税額控除できる「耐震改修促進税制」の適用を受けるには、地方公共団体の一定の計画区域内で建築されたものという地域要件がありました。この要件が廃止され本年6月30日以後の改修契約分から適用されています。

固定資産の管理

固定資産とは、「企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、その加工もしくは売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする」と定義されています。具体的には、土地建物や機械のほか、ソフトウェアや出資金などのように、会社が長期間にわたって所有・利用する資産のことをいいます。固定資産は、「有形固定資産」、「無形固定資産」及び「投資その他の資産」の三つに分類されます。

固定資産は長期的に活用し資金を回収していく資産です。基本的に自己資本によって賄われることが理想ですが、中小企業では自己資本が過小な傾向が多く、実際は借入により賄うケースが多いのが実情です。したがって、取得前には慎重に投資の効率等を含めて検討し、投資資金が回収でき、借入金が返済できるかを十分に吟味しなければなりません。しかしながら、取得前にはこの固定資産を十分に検討できなくても取得後の管理が適切になされていらないケースがよくあります。今回のテーマは、取得後の固定資産の管理についてのお話です。

現物管理とは、帳簿上のみの管理ではなく実際に現物がどのような状況下にあるかをきっちりと確認し管理することをいいます。この現物管理は経理部で行うことができます。では、現物管理をする手順はどのようなにすればいいでしょうか。

まずは、管理部署あるいは管理責任者を決めることが基本です。そして、経理部や総務部より現物実査依頼を行い、実査報告（固定資産の現在の使用状況、稼動状況、その他の状況）をもとに報告書を作成し提出してもらいます。この際、不明な部分があれば、管理部署あるいは管理責任者へヒアリング等を行い原因を追求します。

それをもとに、稼動状況や保守管理状況の管理簿を作成するなど現物管理をしたうえで、遊休資産や不要資産の処分、減損処理の判定、メンテナンスの可否、現物管理などの検討を行い、固定資産台帳等の更新を行います。

固定資産の除却

固定資産は、長期間の使用や

稼動頻度が過多で寿命が到来すると、廃棄することになります。また、まだ使用できる状態であっても陳腐化した場合などには新しいものと取り替えることとなります。このような場合、固定資産の除却を実際に帳簿上でも行います。

固定資産の除却は、現物管理の報告書の中で、現物を管理する部門から経理部門に対して除却の申請を行います。そして、実際に除却の必要性を検討した上で除却の承認を行い、除却を実施します。除却の事実を証拠として残すためには、廃棄の様子を写真に残すことや、資産を廃棄した証明書を処分した業者から入手しておくことなども重要です。これは税務調査においても、実際に除却処理をしたことを証明するために必要となる証拠書類になります。

固定資産の移動

固定資産の設置場所を支店間や社内内で移動することがあります。この場合、その事実を各管理部署から経理部に報告するこ

とは重要です。なぜなら、部門別の損益計算を行うなどの管理会計上、各部門に付加するコスト計算などに影響しますし、建設業や製造業であれば原価計算にも影響します。

償却資産税の申告についても、各資産の所在する市町村に対して移動の報告をする必要があります。経理部門では、固定資産の所在場所を常に正しく把握している必要があるため、移動の状況が漏れていないか現物管理時にチェックすることも必要です。

固定資産税・都市計画税の納付

土地・建物を所有していると固定資産税が課税されます。また、土地・建物が存在する地域によっては、都市計画税も課税されます。固定資産税・都市計画税については、償却資産税のような申告は必要なく、毎年一月一日現在の所有者に対して市町村長から税額の通知があります。納付は、原則として四月、七月、十二月、翌年二月の四回に分けて行うか、四月に一括納

付します。税務上は四月の時点で全額を未払金として損金処理することが可能です。

税額は、土地・建物の価格として市町村が基準年度（原則三年ごと）に評価した固定資産税評価額に依りて計算されます。都市計画税も同様です。固定資産税評価額に一定の負担調整措置等を施して算定した固定資産税課税標準額に対して、標準税率である一・四％を乗じて税額を算定します（法律では、これ以上の税率を課すことを認めています）。都市計画税は同様に、標準税率〇・三％を乗じて税額を算定します。

賃貸不動産の管理

所有している固定資産のなか、賃貸する目的で所有しているビルやマンションがある場合には、前記の固定資産管理のほかに、それぞれの物件ごとの収支や保証金・敷金を把握することも必要です。空室率が高い、家賃が滞っているなどのケースがある場合、収支や資金繰りに支障をきたすため、早急に改善

するための対策を立てなければなりません。

また、賃貸不動産は使用が他人であるため自社利用とはまた違った意味での法的リスクを負います。そのことを含めた修繕計画や保険の加入も重要となります。

遊休固定資産の管理

遊休固定資産の管理も重要です。現物管理を行った結果、固定資産の中に、現在使用していない遊休状態のものはなかったでしょうか？例えば、稼働率が下がり使用を停止している製造用の機械や閉鎖した店舗跡地などの不動産です。このような遊休固定資産については、遊休状態にあることを常に把握しておかなければなりません。その上で、毎年発生する維持コスト（固定資産税等）を計算します。

遊休固定資産については、会社収益をもたらしませんし場所もとってしまいます。つまり、維持コストや家賃のみが延々と続くため、将来にわたって利用方法がない場合、早期に売却な

どの処分を検討することが望まれます。

減損会計

中小企業では現在義務付けられておらず、法人税法上も一部を除いて認められていませんが、固定資産の減損会計を意識して行うことも、適正な会計処理を行う上では重要なことです。減損会計とは、固定資産の収益性が悪化し、投資金額の回収見込みが立たなくなった帳簿価額を、一定の条件のもとで回収可能な金額に減額させる会計処理のことをいいます。具体的には、対象となる固定資産が減損の兆候の有無があるかどうかを判断します。

その結果、減損の兆候があり、かつ将来キャッシュフローの総額が簿価を下回る場合には、帳簿価額とその回収可能な金額との差額を減損損失として財務諸表に反映させます。減損会計とまでいなくても、現在の固定資産の時価を知り、経営上重要なのです。

AED

サッカー元日本代表の松田選手の訃報は記憶に新しいですが、AED（自動体外式除細動器）の設置があれば…と残念です。改めて、その設置の重要性が認識されました。

現在、空港や新幹線の乗務員室と客室、飛行機内、ホテル、駅、自動販売機など一般の人が使える場所においてあるAEDは全国で25万ヵ所にのぼります（2010年12月現在、日本心臓財団より）。ずいぶん普及が進んできており、実際、一般の人がAEDを使用して命が助かったケースは、一昨年258件ありました（総務省消防庁）。

AEDは、心筋梗塞などで心臓が正常に動かなくなった場合に、電気ショックを与えることで、心停止から回復させようとする医療機器です。

2004年には厚生労働省により、医師や救命士などの医療従事者だけでなく、医師免許を持たない一般市民にも使用が認めら

れています。AEDの使い方は難しくないとわかれておりますが、完全自動ではないので使用方法を理解把握しておく必要があります。周囲の人と冷静にリーダーを決めて一緒に行動し、まずは救急車を呼ぶことも忘れてはなりません。

アメリカなど救命先進国では、AEDの価格は日本に比べて3分の1くらいで、一般家庭でもネット販売などで簡単に購入できるようです。これに対して日本の実勢価格は25～35万円くらいで販売されており、まだまだ量産体制に入っておらず値段が高いのがネックです。

大手のセキュリティ会社などでは、安いところだと月々5千円程度の料金からレンタルもされているので、現状ではAEDの導入を検討されている方は購入するより、まずはレンタルの方が導入しやすいかもしれません。

転ばぬ先の杖という精神で、公共施設だけでなく会社にAEDを必ず設置する。そんな時代はもうすぐかもしれませんね。

食料自給率が40%下回る

農林水産省は、食料自給率低下の要因として、小麦や砂糖の原料のテンサイが、天候不良によってまれに見る不作に見舞われたことを挙げています。

また、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による農産物への被害が2011年度の食料自給率に影響を及ぼすとみられています。

政府は2010年度に戸別補償のモデル事業を開始しました。自給率向上のため、水田で麦や大豆、米粉用のコメを作った場合、面積当たりの交付金を出しました。しかし、自給率への品目別寄与度では、コメはプラス0.6、大豆はゼロ、小麦はマイナス0.3と、大幅な改善にはつながりませんでした。

2011年度からは畑作物の収穫量に応じた交付金も出るので、麦や大豆など戸別補償の本格実施で自給率アップを目指したいところです。

LED電球

節電のために効果的な省エネ家電といえば、LED電球。普及に伴い安価な品物が出始めているとはいえ一個あたり約三、〇〇〇円と、まだまだ高額ですが、白熱灯の約一八〇円との差額二、八二〇円は決して高いものではありません。

LED電球の消費電力は白熱灯の約六分の一。六〇ワット型の白熱灯と同じ明るさのLED電球の消費電力はわずか九・二ワットです。一日六時間点灯したとして、年間の電気代は白熱灯が二、六〇一円、LED電球は四四三元で一個あたり二、一五八円安いのです。しかも、白熱灯は寿命が一千時間なので一日六時間の使用なら一六六日後には切れてしまうのに対してLED電球の寿命は四万時間であり、次に取り替えるのは一八年後。まだ使えるものでも付け替えてみてはいかがでしょうか。